

居宅介護支援事業所 もみじの里 ご案内

当事業所は、旧神石町の中心地、呉ヶ峠にあり、自然豊かな木々に囲まれ四季折々の山々を楽しめる環境の中にあります。

適切な保険・医療・福祉サービスが総合的にかつ効率的に提供されるよう援助を行います。

また、デイサービスセンター、訪問介護事業所を併設しており、事業所間でもスムーズな連携が図れ、統一した援助が行えます。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るよう次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

利用について

1. 利用対象者

- ・原則として、要介護1～5の認定を受けておられる方。
(要支援認定の方、まだ認定をお持ちでない方もご相談に応じます。)

2. 利用の申し込み

- ・電話、来所にてご説明させていただきます。

利用内容について

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成します。

(居宅サービス計画の作成の流れ)

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者またはその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜上の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い

ます。

- ・ご契約者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

③介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

利用料金について

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

個人情報保護について

当法人は利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守、個人情報の保護を図ります。

当事業所では、いつでも問い合わせ・相談及び見学に応じますので、お気軽にご連絡ください。

営業・受付時間のご案内

月曜日～日曜日（祝・祭日含む） 8：30～17：30